

ミニテスト

～応急手当普及員制度について～

☒ 応急手当普及員とは、どのような人を指すでしょうか？（ ）内に記入してください。

応急手当普及員とは、自身の事業所または防災組織等において、（ ）、または（ ）に対して行う（ ）に従事する者を言う。

☒ 応急手当普及員の講習について（ ）内に記入してください。

受講対象者は、（ ）の事業所・自主防災組織等に属する者で、当該事業所において（ ）を目指す方。

応急手当普及員講習Ⅰは、（ ）で構成されている。

応急手当普及員再講習は（ ）で、受講対象者は（ ）の資格を有しているもの。資格継続のためには、（ ）の受講が求められる。

☒ 応急手当普及員講習の到達目標について（ ）内に記入してください。

- 1 （ ）と（ ）の重要性を指導できる。
- 2 有効な（ ）を指導できる。
- 3 正しく、安全な（ ）（AED）の使用方法を指導できる。
- 4 （ ）かつ（ ）講習を実施できる。

☒ 応急手当普及員認定証について（ ）内に記入してください。

応急手当普及員認定証は、3日間（24時間）の講習を受講し一定の基準（実技考査・筆記考査の合格）に達した方に、（ ）より交付します。

応急手当普及員認定証の有効期限は、認定日から（ ）とする

※さいたま市は、認定日から（ ）が経過した以降の最初の3月31日まで

更新の条件は、認定証失効前に（ ）を受講した者。